

意見書案第1号

道路特定財源関連法案の年度内成立に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成20年2月20日

川崎市議会議長 鏑木茂哉 様

提出者	川崎市議会議員	嶋崎嘉夫
	〃	廣田健一
	〃	松原成文
	〃	小林貴美子
	〃	岩崎善幸
	〃	後藤晶一

道路特定財源関連法案の年度内成立に関する意見書

川崎市では、都市計画道路の約4割が未完成であるなど、未だ道路整備が立ち遅れた状況にあり、道路交通の円滑化や安全・安心・快適な道路環境の形成が重要課題となっている。

このため、道路網の整備とともに、連続立体交差化等の踏切対策、バリアフリー化、沿道環境対策、無電柱化、通学路の歩道整備、防災機能の向上等の対策を着実に推進していくことが極めて重要であるほか、さらに、今後急増が見込まれる老朽橋梁等の修繕・更新を計画的に進めていくことも必要となっている。

本市では、これら市民ニーズの高い道路事業を実施するに当たり、道路特定財源からの歳入のみでは賄えず、毎年多額の一般財源を投入しているのが現状である。

このような中、道路特定財源の暫定税率等が廃止されると、本市の財政は大幅な歳入不足となり、暮らしや経済活動を支える道路の整備や維持管理が困難となるばかりか、本市が取り組む行財政改革の推進を妨げるほか、教育や福祉など他分野のサービス低下を招くおそれもあるなど、市民生活に深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

よって国におかれては、必要な道路事業の着実な推進や市財政の運営に支障が生じることのないよう、道路特定財源の暫定税率等を維持するための関連法案を確実に年度内に成立させるため、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

意見書案第2号

道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成20年2月20日

川崎市議会議長 鏑木茂哉様

提出者	川崎市議会議員	潮田智信
	〃	竹間幸一
	〃	佐々木由美子
	〃	猪股美恵

道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止等を求める意見書

道路特定財源は、道路整備のための「緊急措置」として、昭和29年に創設され、また、道路関係諸税の暫定税率は、道路整備をさらに加速するために、昭和49年に設けられて以来、長期間にわたり継続されてきた。

本市においては、立ち遅れている都市計画道路等の整備や沿道環境の改善、交通渋滞の解消、交通安全対策等が重要な課題となっている。しかしながら、社会経済状況の変化により、社会保障や教育など他分野のサービスの重要性も飛躍的に増大し、市民ニーズに応じた政策判断を行うことが求められている。地方分権の観点からも、道路以外への歳出を認めない特定財源制度は廃止して一般財源化し、地方自治体がその使い道を判断できる自主財源とするべきである。

また、最近の燃料価格の高騰が他の様々な物価上昇の要因ともなっており、ますます厳しさを増している市民生活の現状を鑑みれば、道路整備のために基本税率に上乘せしている道路関係諸税の暫定税率廃止により、燃料価格を引き下げ、物価の上昇を抑えることも重要である。

さらに、国直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課する国直轄事業負担金は、極めて不合理であるため、これを廃止し、自主財源として確保すべきである。

よって国におかれては、地方自治体に十分な自主財源を保障した上で、道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止等を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣